

LEGAL NEWSLETTER

First Quarter 2026

№61

AKP Law Firm

2026 年第 1 四半期に制定された注目すべき政府決議、および同四半期に発行されたモンゴル国憲法裁判所の決定についてご紹介いたします。

I. 法案

モンゴル政府の 2024～2028 年活動計画の枠組みの下で、税制環境を国際基準に適合させ、デジタル化を推進することを目的とした税務関係法律の大幅な改正法案が検討されていた。この法案の目的は、納税者の負担を軽減し、相談・支援サービスを強化することにあった。

しかし、政府は 2026 年 4 月 9 日に、2025 年 12 月 30 日に提出されていた「税法総則法の改正案」およびこれに関連する「個人所得税法」「法人所得税法」「付加価値税法」の改正案について、国家大会議（国会）に対し撤回を求める正式文書を提出した。

この件については、2026 年 4 月 16 日に開催された国家大会議春季定例会の本会議において、国家大会議議長 S. ビャンバツォグトによって報告された。

II. 政府決議

2026 年第 1 四半期には合計 54 の政府決議が承認されましたが、その中から以下の決議を紹介します。

2.1. 国境地帯における土地利用に関する決議の無効化について（政府決議第 51 号）

2026 年 2 月 11 日の閣議において、政府は、10 の国境検問所付近における 3 万 4,227 ヘクタールの土地利用を許可した過去の決議（2025 年決議第 262 号および第 09 号）を無効とし、「港湾開発公社 (Port Development Corporation)」国有有限責任会社と締結した土地利用契約を解除しました。

があると見なされました。その結果、該当する土地の座標および面積の規模を「統合土地基金管理システム」に再登録することが義務付けられました。

2.2. 一般的鉱物の探査および採掘のための座標の承認ならびに権利付与について（政府決議第 29 号）

2026 年政府決議第 29 号により、「ガシユンスハイト・ガンツモド」国境横断鉄道の建設に必要な一般的鉱物（砂、砂利、碎石）を探査・採掘する区域の座標が承認されました。

本決定に基づき、ウムヌゴビ県知事は、プロジェクト実施法人に対して採掘許可を発行するとともに、特許権使用料の支払いを地方予算に組み入れることを確実なものとし、採掘区域の環境復元を監督する義務を負うこととなりました。当該決議は、建設作業のための原材料の継続的な供給を確保すると同時に、環境を保護することを目的としています。

2.3. 戦略的プロジェクトの外国人従業員の職場手数料の免除について（政府決議第 68 号）

2026 年政府決議第 68 号により、モンゴル全土で実施されている戦略的に重要なインフラ、産業、および新都市開発プロジェクトを支援する決定が下されました。本決議の枠組みにおいて、外国からの譲許的借款および無償資金協力を受けてプロジェクトを実施している 17 の事業体に属する合計 8,205 名の外国人従業員が、2026 年末まで職場手数料（雇用納付金）を免除されることとなりました。

この免除は主に、エネルギー、運輸、重工業部門の主要プロジェクトを対象としています。例えば：

- **インフラ・道路輸送：** 首都の渋滞緩和と輸出ゲートウェイの拡大を目的としたプロジェク

ト（「ガシユンスハイト・ガンツモド」国境鉄道（1,280名）など）。

- **エネルギー**：首都の熱および電力供給を増加させるための「第5熱電併給発電所（CHP-5）」（1,600名）、および地域のエネルギー独立を確保するための「エルデネブレン水力発電所」（100名）。
- **鉱業・製造業**：「ツァガン・スバルガ選鉱プラント」（950名）、および「ボルドトゥムル・エルー・ゴル」LLCのコークス・銑鉄プラント（750名）。

さらに、「ガゾプロボド・ソユーズ・ボストーク」LLCの天然ガスパイプライン設計チームが含まれたことは、地域国際トランジット輸送への支援を示しています。これらの事業者から職場手数料を免除することで、主要な開発プロジェクトが予定された期間内に経済的効率性をもって実施される条件が整えられます。

2.4. 民間航空部門における特定措置の実施について（政府決議第71号）

政府決議第71号により、民間航空の安全性の確保および国際監査の準備の一環として、2026年第2四半期にサインシャンドにおける「航空交通管制バックアップセンター」の建設を開始することが決定されました。

さらに、同部門の監督および規制機能を強化する目的で、民間航空局の人員上限が117名に増員され、関係当局に対して構造の最適化を実施するよう指示が出されました。

III. モンゴル国憲法裁判所の決定

2026年第1四半期（1月～3月）において、憲法裁判所は計3件の決定を下しました。その中から、法的意義が深く、抑制と均衡の原則を強化する観点において特筆すべき主要な事項を、以下に詳しく述べます。

3.1. 聴聞会実施に関する規定の無効化について（決定第01号）

2024年5月の法律可決に際し、国家大会議（国会）は、憲法裁判所構成員、裁判官および検察官の候補者に対する『任命公聴会』の実施に関し、かつ

て憲法裁判所が違憲無効とした規定を、事実上、再制定しました。

本行為は法の支配の基本原則および裁判所の決定の最終性に違反すると見なされ、結果として、関連規定は確定的に無効化されました。

無効化された法規定

前述の決定に従い、国家大会議（国会）によって制定された以下の法律の規定が即時に無効化されました。

- **国家大会議（国会）監督及び検査に関する法**：憲法裁判所構成員、最高裁判所判事、および検事総長等の候補者に対し、国家大会議（国会）が任命公聴会を実施することに関する規定（第30条第1項第1号および第2号）。
- **国家大会議議事規則法**：候補者に関する公聴会報告書の作成、その審議、および審議結果（意見・結論）への反映に関する手続的規制（第104条第1項）。

本決定の特徴

憲法裁判所は、裁判官および憲法裁判所構成員の任命に際し、国家大会議において公開公聴会を実施することは、政治的影響を及ぼすものであり、職務上の独立性を侵害するものであると結論付けました。

さらに、本決定は、憲法裁判所の決定が公表と同時に即時に効力を生じること、および立法機関が『改正』等の名目で一度無効とされた規定を再制定する権限を有しないことを再確認しています。これは、三権分立における**抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）を維持するための重要な画期（マイルストーン）**として機能するものです。

ALISON & KATE PARTNERS

住所：ウランバートル市、チンゲルテイ区、第5ホロー、Pearl tower Aブロック
902号

Web: www.akp.mn

E-mail: contact@akp.mn

Tel: 7704-1414, 9511-3680